

東京都公園協会と日本植物園協会との相互連携に関する協定書

東京都公園協会と日本植物園協会は、相互に交流を深めて連携を図ることにより、植物園や植物に関する科学技術の振興、自然環境の保全など植物文化の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、東京都公園協会と日本植物園協会(以下「両機関」という)が相互に交流を深めて連携を図り、植物文化の発展に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両機関は次の事項について連携し協力する。

- (1) 相互の事業をとおしての交流連携。
- (2) 刊行物等の共有ならびに情報交換及び技術交流
- (3) 江戸園芸や植物多様性保全に関する共同プロジェクト、国際交流における連携。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事項。

(有効期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。

ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、両機関のいずれから改廃の申し入れがない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、両機関において協議して別に定めるものとする。なお、この協定の条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、両機関協議のうえ、定めるものとする。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名の上各自その1通を保有する。



公益財団法人 東京都公園協会

飯尾豊

理事長 飯尾 豊

2015年 6月 25日付



公益社団法人 日本植物園協会

岩科司

会長 岩科 司

2015年 6月 25日付